

## 第 1 9 回

# 民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成19年9月21日（金）

10：00～12：00

場所：中央合同庁舎4号館 2階 共用第3特別会議室

山内部会長 それでは、まだお見えになっていない委員の方がいらっしゃいますけれども、定刻でございますので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第 19 回総合部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、多数お集まりいただきましてありがとうございます。

出席状況ですけれども、17 名のうち 13 名の委員に出席をいただいております。したがって、委員会が適法に成立していますことをまず御報告申し上げたいと思います。

では、議事に先立ちまして、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局 それでは、お手元の資料をごらんください。

上から順番に、まず議事次第の 1 枚紙、座席表、資料 1 としまして、委員及びヒアリング対象者より提起された御意見等という資料、資料 2 といたしまして、P F I に関する公開意見募集の結果について。参考資料 1 といたしまして、P F I に関する公開意見募集について、参考資料 2 としまして、P F I 推進委員会及び総合部会の今後の日程、参考資料 3 は名簿でございます。参考資料 4 に、前回の総合部会の議事録、これはまだ未定稿でございますので、別途照会をさせていただきます。

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。もしございましたら、事務局の方までご連絡ください。

山内部会長 よろしゅうございますか。

それでは、議事に入らせていただきます。

今日の議事ですけれども、「P F I の課題に関する今後の方向性について」ということになっています。

これまで、総合部会におきまして、委員の皆さんからいろいろ御意見をいただいたと。それから、ヒアリング等を通じまして、いろいろな課題等が提起されたということになっております。

そこで、これから取りまとめに向けて、どういう方向性で取りまとめていくかという議論を行ってまいりたいと思います。今日はそういう趣旨の議題であります。

今後の方向性ということですが、事務局から、これまでの議論の内容をもとに、論点を整理しておいていただいておりますので、まずはそれを御説明いただきたいと思います。

それから、先ほども資料の説明のところでありましたけれども、先般、パブリックコメントを実施していただきました。これについても取りまとめを行っていただいておりますので、併せて御説明いただきまして、議論したいと思います。

それでは、まず、事務局から御説明を願いたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局 それでは、資料 1 に従って御説明いたします。「委員及びヒアリング対象者より提起された御意見等」というのをごらんください。

今、部会長よりもお話がありましたとおり、3回にわたりまして御議論をしていただきました。皆様方のお話を伺いまして、大体こういったところに一つまとめられるのではないかと、12の項目立てをいたしました。この12の項目立てにつきましては、G先生、B先生、E先生の方からも、それに先立って項目立てをしていただいておりますので、そういったものも踏まえて項目立てをしておるつもりでございます。

それから、具体的な縦組みでございますけれども、先般、E先生の方から紙で御意見をいただきました。その御意見の中で、まず、現状についての認識というところがございまして、やはり今回いろいろと先生方、ヒアリング対象者の御意見を伺っておりますと、全体としてPFIはこうだという御認識論が幾つか出ていたかなと思ったものですから、先生のアイデアを借用させていただきまして、現状についての認識ということをまず最初に持ってまいりまして、それから個別の課題ということで、12項目に分けて整理をいたしました。

本来ならばすべての御意見についてここに盛り込むべきでございますけれども、部会長とも御相談をして、主要なところになっておるところもでございます。その辺は、もしございましたら、後ほど御指摘をいただければと存じます。

それでは、簡単に内容について御説明をさせていただきます。

まず、1番の「現状についての認識」ということで、こちら、2つほど書いてございます。

まず、第1段目は、経団連の方から出た意見でございますけれども、本来PFIというのは官民が対等な関係でやっていくべきものであるけれども、現在、実態としては、官民が対等な立場とは言い難い状況にあると。それからまた、入札段階その他、プロセスの透明性が必ずしも確保されていないということになりまして、提案した内容が正当に評価されていないのではないかという根強い不満が民間の事業者さんの方にあるということでございます。

こういったことを踏まえまして、今後、国、地方公共団体の意識改革ということを進めていくとともに、ガイドラインの改定であるとか、関係省庁での申合せなど、そういった今まで既に規範化しているものの現場への浸透、それから、制度や具体的な手続といったものの改正ということをしていく必要があるという内容でございます。

それから、次の項目は、E先生、D先生、A先生等からいただいた御意見も大体同じかと存じますけれども、経団連の御主張とほぼ同じでございます。PFIの制度や慣行をよりよいものとしようという熱意が後退している。その理由として、公共施設等の管理者等の理由、民間事業者からの理由ということで、2つに分けて整理をしていただいております。

まず、管理者等の方でございますけれども、PFIは、通常の事業に比較いたしまして、非常に手間がかかる。使いやすい手法とは必ずしも言えない。それなりに汗をかいた効果が見えるということではいいんですが、必ずしもそうならない。

それから、本来、VFMのガイドラインのワーキングでも御議論をされたとおり、事業進捗のプロセスの中で、内容や質の向上というものがなされるべきであるわけですが、現実的には、流されて、必ずしもそうになっていない。結果として満足する効果が出ていないということもあるということでございます。

それから、中には、非常に立派な規範を作られていたり、グッドプラクティスというものもあるんですが、これが必ずしも共有されていないということが背景にあるのではないかとということでございます。

それから、民間事業者の方でございますけれども、1つは、非常に競争が激しい。その他もろもろの事情で取引コストが高いということがございますけれども、単純なハコモノ案件というのは、収益ポテンシャルが減少しており、一方で、これはD委員の方からお話ございましたけれども、創意工夫、努力が発揮できるような、収益ポテンシャルのあるような案件というのは相対的に限定されているということで、市場の参入意欲というのがだんだん減りつつある。

それから、あとは、経団連の方の御主張と同様でございますけれども、要求水準書の中身が明確ではない。入札段階で官民の意思疎通が不十分だと。それから、そういったことがずるずるといって契約や運営段階で官民の間で実務上の問題が生じており、その調整というのはなかなかうまくいっていないということがあるということでございます。こういったことを背景として、民間事業者さんの方に根強い不満があるということが背景ではないかとございます。

それでは、「個別の課題」の方に入ってまいりたいと存じます。

「要求水準の明確化」「標準契約化の推進」「コストマネジメント等についての考え方の整理」「より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」「運営段階における課題に対する適切な対応」「PFIの市場の拡大に向けた検討」「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な助成への実施」「VFM評価についての継続的検討」「ファイナンス手法のあり方についての検討」「これらの課題を具体的に推進する検討の方向」「今後の議論の進め方」、それから、なかなか私ども事務局の方でうまく整理できなかったものにつきましては、12の「その他」ということで整理をさせていただいているところでございます。

それでは、各項目ごとに簡潔に御説明をしたいと存じます。

まず、「要求水準の明確化」でございますけれども、G委員の方から、まず、どのように設定すべきかということについて、具体的な事例を示していく必要があるといった御意見があったかと存じます。

それから、各論的なお話としては、おおむね3つほどあったかと存じます。

まず、第1が、これはJ委員、それから仙台市の方からもお話があったこととございますけれども、公共施設等の管理者等は、本来、要求水準書を策定する前の段階で、一体管理者等としてどんなものが欲しいのか、きちっとそのコンセプトを検討して詰めておく必

要がある。逆に言いますと、公共施設等の管理者等が何が買いたいのか、明確なコンセプトを事前にきちっと自分で整理をして、それをアウトプット仕様の形で整理をしていく必要があるんだと。裏腹に言えば、現在、それが必ずしもなされていないという御指摘がございました。

それから、要求水準書の明確化ということについての具体的な内容でございますけれども、これはモニタリングに耐え得るような、例えば数値的な基準を盛り込むなど、そういった意味での具体化を図るべきだということでございます。

ただ、例えば運営部分につきましては、なかなかこのような具体化、明確化ということが困難でございます、こういったことが落札した後の落札者の大きな負担の1つの要因になっているという御指摘がございました。

それから次に、H先生、A先生、経団連、福岡市さんの方からも御指摘のあったことでございますけれども、コストとサービスの質との関係を明確化すべきであるという御意見でございます。

本来、性能発注の仕様である要求水準に見合ったコストが検討されまして、それが予定価格として設定をされるべきでございますけれども、現実には必ずしもこのようになっていないということでございます。結果といたしまして、入札参加者に当該予定価格ではとても実現不可能な過大な内容の要求水準書を示している傾向があるということでございます。そういった意味で、要求水準書とその裏打ちとしてのコスト、これについての何らかの明確な関係、ないしはその情報公開といったものが必要ではないかといった御議論かと存じます。

次に、「標準契約化の推進」でございますが、これはB先生の方から、諸外国と比較し、契約等の標準化はかなり遅れている。したがって、検討をしていくべきだという御指摘がございました。

それから、G先生、B先生からも、単一の一般的な標準契約だけでは不十分であり、事業分野ごとに作成を行うべきだといった御指摘もございました。

それから、J先生からでございますが、契約の内容というのは要求水準書とリンクをしているものでございまして、契約の内容の標準化をするとともに、要求水準書の書き方、提案様式等の標準化も検討していくべきではないかという御意見がございました。

それから、3番目の「リスクマネジメント等についての考え方の整理」ということでございます。

リスクの定量化、具体的にどのようにリスクマネジメントを行うかというプロセスのお話、こういったものにつきましては、現行のガイドラインには示されておりません。したがって、こういったものを含めたガイドラインの改定ということもあるかと存じますが、マニュアル的なものを作成する必要があるといった御意見が、C先生、M先生の方からあったと存じます。

それから、E先生からもほぼ同様の御意見でございますけれども、現行のガイドライン

にはリスクワークショップの考えであるとか、具体のリスクの管理手法といったような、本来実務的に押さえるべき点が欠けているということで、これらの実務的な規範の整理と充実が求められるということでございます。

それから、これはJ先生からでございますが、要求水準書に、今申し上げたような要求水準書をまとめる前に、発注者の中で行っているリスクワークショップ、こういったところできちっと詰めた具体的なリスクをきちっと開示していくべきではないかといった御意見がございました。

それから、F先生の方からでございますが、リスクといっても、例えば廃棄物処理施設と病院では異なると想定されるわけございまして、施設の類型によって異なるものがありますが、PFI施設について考えられる典型的なリスクということについて整理をして明確にしていくということも、一端の長があるのではないかという御意見がございました。

次に、「より透明性が高く民間の創意工夫が生かせる入札プロセスの実現」ということでございます。

これについては、昨年の6月に至るまで、プロセスのガイドライン等についても御議論していただいて、審査委員会の審査のあり方について改定をいただいたわけでございますけれども、そういった趣旨を徹底するその他の措置をとることによりまして、事業者選定手続の透明性の確保、向上を更に図っていくことが必要だといった御意見が経団連の方からございました。

それから、関係省庁連絡会議幹事会申合せ、各省庁さんの御協力もございまして、昨年11月にまとめられたわけでございますけれども、こういったものによりまして状況が改善された部分はあると思われるけれども、その余の部分も含めて、入札のプロセスについて引き続ききちんとして改善すべき点があるかどうか検討をすべきではないかといった御意見が、K先生、G先生の御意見もほぼ同じような内容かと存じますが、あったかと存じまず。

それから、今申し上げましたとおり、性能発注が有効に機能するためには、要求水準書に示された管理者等の意図をより具体的に入札参加者が把握をすることが必要でございますので、そのために入札プロセスの段階で両者の間の意思疎通、いわゆる対話ということが必要でございます。これを踏まえて、昨年、関係省庁幹事会申合せがなされたわけでございますが、なかなかこういったことが現場に浸透されていないという実情があるということで、こういったことを広範に現場に浸透させる努力をしてほしいということと、なかなか浸透していないというのは、具体的な手順がなかなか見えないところがあるのではないかとということで、こういったことを、例えばガイドラインに盛り込んでいくということが必要なのではないかといった御意見が経団連の方から出てございます。

それから、最後に、これらの課題を抜本的に改善していくためには、やはり会計法とか地方自治法といった制度の改正まで踏み込んでいく必要があるのではないかとすることが

経団連の方から出てまいりました。B先生から出ている御意見も基本的には同じ方向ではないかと考えております。

それから、次に、「運営段階における課題に対する適切な対応」ということでございます。これにつきましては、中身をさらに小見出しに分けて、4つほどに整理をいたしました。

まず第1が、制度変更、技術革新などに伴って、当初の段階で定めた要求水準書の内容がある意味で陳腐化してしましまして、変更が必要になってくる。これは当然出てくるわけですが、これに対して適切に対応する何らかのメカニズムの導入が必要ではないかということでございます。

これにつきましては、J先生の方から、そういった当初想定した条件が年月の経過により変わるということは当然あり得ることだ。そういった際に、金融機関さん、こういったプレイヤーも含めて、契約の変更について合意が形成されるような、きちとした何らかのルールを鼎立していく必要があるのではないかとといった御意見がございました。

それから、これは御参考まででございますが、皆様御案内のとおり、これも英国では、こういった時日の経過によりまして要求水準書の内容の変化が出てくるのは当然の話だという理解のもとに、一定の期間ごとに、その時点におけるサービスの支払対価、支払方法、更にはサービスの要求水準、それを比較して、もしそこで格差が出てきている場合は、これが変更できるような仕組みということで、ベンチマーキングテストであるとか、マーケット TESTING といったようなものが構築されておりまして、これを契約規定とすることが推奨されております。私どものモニタリングのガイドラインにもこういったことが掲載されておりますので、御参考までにこちらに書かせていただきました。

次に、「事業の運営が適切になされるようなモニタリング、支払いメカニズムの充実」ということでございます。

これにつきましては、福岡市さん、J先生、E先生から御指摘がございましたけれども、要求水準書というのはサービスレベルを明記いたしましたアウトプットベースの仕様書でございます。当然これは運営段階でここに示された要求水準を充足するパフォーマンスが発揮されていないと全く意味がないわけでございます。それをチェックするためにモニタリングがあるということでございますので、基本的にモニタリングの仕方と要求水準書、モニタリングをした結果として、うまくそれが動いていないという場合について、支払対価の減額等の支払メカニズムがワークするということになりますので、この三者は一体的に作っていく必要があるということで、一体的に作っていくこと。更には同時期に作成をする必要があるのではないかと御意見がございました。いわゆるキーパフォーマンスインジケータといった御議論もその際あったかと存じます。

それから、これは仙台市さんの方から事例紹介という形であったわけでございますけれども、サービスの質を確保するため、モニタリングの結果、業務が要求水準に到達していない場合について、いわゆるサービス購入対価の支払いを減額するということが1つの手

法としてございますけれども、この減額のこの減額の対象に施設整備費も含める。英国等では一般的というお話も伺っておりますけれども、いわゆるユニタリーペイメントを採用しているということが御紹介としてございました。

それから、3番の「中立的な裁定機関の必要性」ということでございます。これは経団連の方から出た御意見でございますが、入札手続段階、運営開始後におきまして、管理者等と民間事業者との間で意見が対立して、両当事者の間だけではなかなか結論が出ないといったような場合が想定されるということでございます。何らかの両当事者の裁定を行うような仕組みが必要だということでございました。こういったことによりまして、こういったものが存在するというのが1つの抑止力になって、管理者ごとに対応が異なるといった状況も解消されるのではないかとといったようなお話がございました。

4番目が「事業期間終了後の課題に対する対応」ということでございます。

事業期間終了後においてPFI事業を行う際に、従来の事業者が引き続きやっていた方がいいという判断を管理者等が行うケースがあるわけでございますが、政府調達協定が適用になっている場合につきましては、一般競争入札がある意味で義務付けられているということでございます。事業継続の確保という観点から見ると随意契約の方がいいわけですが、こういった場合についてどういった対応をすべきか、こういったことを検討する必要があるという御意見が東京都の方からございました。

それから、事業期間終了後、BOTでございまして、BTOでございまして、施設が管理者等の方に返却させるわけでございますが、そのときの施設のコンディションについて不明確な要求水準書が多いという御指摘がございました。したがって、事業期間が終了して、施設が管理者等に引き渡す際のコンディションについて、何らかの確保策を検討する必要があるという御意見でございました。これは福岡市の方から出てまいりました。

それから、これはN委員の方から出た御意見でございますけれども、そういったことがないように、千葉市の方では、事業期間中、施設を診断し、予防的な保全を行うことにより、施設の劣化が進まないような措置を講じていますよといったお話がございました。

それから、次が「PFIの市場の拡大に向けた検討」ということでございます。

これは、経団連さんの方から出た御意見でございますが、PFIの事業領域を拡大して、これまで官の事業領域とされていた公共サービス分野についても対象とすべきという意見が出ました。これについて具体的な例としては、公営事業、公共インフラ整備とその管理というものが挙げられているわけでございます。

それから、これはEさんの方からの御意見でございますけれども、先ほど冒頭で御紹介したものと同じように、現行のハコモノ、リスクの少ない型ではなくて、リスク移転を促進がなされた、より複雑で大規模な参加者にとって魅力的な案件というものが増加していくべきではないかといった御意見でございます。

それから、ファイナンスの観点から、これはほぼ同様な御意見がD委員の方から出てお

ります。ファイナンスの市場の維持、拡大を図っていくためには、相応の規模、適切な民間へのリスク移転、相応のリターンのある案件が供給されることが期待されるということでございます。

それから次に、「他の官民連携手法とのノウハウの共有、活用及び必要な調整の実施」ということでございます。

これにつきましては、K先生、F先生、G先生、E先生、経団連、仙台市さんの方からも御指摘がございました。

基本的には、PFIと同じ官民連携の手法である指定管理者制度、市場化テストなども視野に入れて今後のPFIについてのあり方を検討すべきであるといったことではなかったと存じます。

1つの例といたしまして、PFI法が制定された後に制度化された市場化テスト法では、公権力の行使につきまして、市場化テスト法によって個別の法律の特例を定めるということによりまして、こういった業務について民間事業者に委託をすることを可能としているところでございます。これはPFI制定後にできた新しい制度でございますが、こういった新しい制度というものも参考としていく必要があるのではないかといたした御意見だったかと存じます。

それから、指定管理者制度についてでございますけれども、指定管理者制度は基本的な法的な性格は行政処分である。一方、PFIは契約行為ということで、そこに差異等あるわけでございますが、こういった両方の制度を併用する場合、今申し上げたような法的な制度、実務的な問題点等々から調整すべき点があるという指摘が、特に仙台市さん、その他実務サイドからなされておりまして、こういったことについて対応する必要があるということではないかと存じます。

それから、8番が「VFM評価についての継続的検討」ということでございます。

これは、昨年の9月以来、半年にわたりましてワーキンググループでいろいろと御検討をしていただいたわけでございますが、そのときに積み残し事項がございます。いわゆる検討保留事項ということでございますが、そのうちの1つに、税の取扱いであるとか、イコールフットイングといったようなことがあるわけでございます。こういった事項につきまして、今後ともその検討を継続的に実施する必要があるといった御意見が、G委員、B委員、E委員の方からございました。

それから、「ファイナンス手法のあり方についての検討」でございます。

これは、ファイナンスのあり方と流動化、更にはそういったことの1つのバックグラウンドの考え方として、できるだけ選択肢を広くして、市場を作っていくといったことが重要なのではないかといたした御意見が、G先生、B先生、M先生、E先生の方からございました。

こういったことを踏まえまして、今回、ヒアリング等を実施したわけでございますが、これは野村證券さんからの御意見でございますけれども、証券化、ボンドということにな

りますと、参加者が増えまして、手間やコストもかかるということになる。コストということからいきますと、直接事業者と国プロとの間でプロジェクトファイナンスを行う日本流の方がメリットがある。それから、投資家の投資対象ということになりますと、いわゆる金融機関のモニタリングによって、事業の方が適切な進捗が図られるといったようなPFIのファイナンスの本来の基本的な役割から離れていくことになるのではないかと。したがって、そういった証券化、流動化ということを目もし考えるとすれば、事業契約の全体の枠組みが投資商品に仕組みやすいような、具体的に申しますと、例えば金融機関のモニタリングといったようなものは、必ずしも視野に入れないようなものとして設定をして、これを類型化していくというアプローチはあり得るのではないかと。といった御意見がございました。いずれにいたしましても、ファイナンスのあり方、手法というのは、金融機関がやりたいというからやるということではなくて、あくまで事業者としての投資家、こちらが望むものをやるということを目もにして議論がなされるべきではないかと。といった御意見ではなかったかと存じます。

次に、D委員の方からの御意見でございますけれども、我が国でファイナンスの多様化が進まないというのは、そのインセンティブがないからということでございます。理由として3点ほど挙げてございまして、まず、公的セクター自体が固定金利を非常に選好する。固定金利ということになりますと事業期間を一気通貫でやるというファイナンスでやらざるを得ないということでございます。それから、英国、ほかのアングロサクソン国であるオーストラリア等でリファイナンスが盛んであるというのは、建設が終了する段階で、果たしてそれがうまくいくかどうか、移行期間内にそれが終わるか等々の完工リスクがあるからでございますけれども、我が国では完工リスクは余りないということでございます。それから、英国にない金融機関として我が国には十分な審査能力を備えた地方銀行があるという御指摘がございました。英国では、そういったものがない軽装備な金融機関や投資家が多いということによりまして、モノラインインシュアラーや格付け機関が参加する仕組みが構築されているわけでございますが、我が国ではそういった仕組みについての実質的なニーズがそういった意味では少ないのではないかと。といった御意見かと存じます。

それから、もちろんファイナンスの多様化を進める際に、さまざま制度的な障壁があるわけでございますが、そのうち、特にこういった法制面等につきましては、実務的な対応が進みつつあるといった御意見がD委員の方からございました。

それから、今の大きな流れといたしまして、PFI案件は、大型で複雑な案件と、主に市町村発注にかかる比較的小型で単純な案件、こういったものに二極化してきている傾向があるといった御意見がD委員の方からございました。小規模で住民の生活に密着しているような事業は地域完結型ということで、今後、発注者、地域の金融機関、地元企業の三者が三位一体となって進めていく方向であるべきではないかと。といった御意見かと存じます。

それから、今回は山陰合同銀行さん、地方銀行さんとして1行お話を伺わせていただきました。地銀の1つのメリットとして、地域の情報を幅広く有していること、それから、

長期にわたる運営期間になるわけですが、地域に根ざしておりますので、また地域から逃げませんので、こういったモニタリングについても実効性を持って対応ができること。それから、地元情報を有しておりますので、有事の場合も迅速かつ適確に対応することといったような強みがあるといった御指摘がございました。実際に山陰合同銀行さんの場合も、地域の企業ができるだけ受注がしやすいよう、業務に応じて地域企業をまとめた地域コンソシアムというものを結成し、事業者の需要に対応できる体制を整えるなどの努力を行ってきましたといった御紹介がございました。

ただ、課題といたしまして、ノウハウにおいてどうしてもメガバンクさん等に比べて不足しているところがあるので、今後ともノウハウの移転、人材育成等が促進されるような方策を検討していくべきであるといった御指摘があったかと存じます。

それから、これはまた別枠のお話でございますけれども、金融機関の役割については、いわゆるファイナンスのストラクチャリングといった仕組みづくりの部分、それと併せてモニタリングの部分に期待がなされていると理解しているという御意見がD委員の方からございました。

これに関連をしてということございまして、直接契約ということについてなかなかノウハウが共有されているという状況にないので、こういったものについて共有できるようにすべきだといった御意見が、G先生、E先生の方からあったかと存じます。

それから、10番でございますが、「これらの課題を具体的に推進する検討の方向」ということでございます。

これについては、E先生のペーパーの中に入っていたもの、委員の皆様から出た意見ということでここに取りまとめてございます。

2つほどございまして、これは、どうしていくかということでございますけれども、1つは、「あるべき規範の標準化」ということで、具体的にいろいろと御議論をして、こういった方向性で何らかルール化していくべきだということにつきましては、現行のガイドラインの充実化を図るといったことはもちろんのこと、当然、PFIというのは逐次進捗しておりますので、こういった不断の変化やさまざまな状況に対応するというので、多様な手法によって、実務家の皆様方の需要に応えていくということが必要だといった御意見ではなかったかと存じます。

それから、2番目の「知識と経験の共有化と普及」ということでございますが、先ほども御紹介いたしましたとおり、ベストプラクティス、参考となる事例は一定程度市場に蓄積されつつあるわけですが、なかなかこれがうまく浸透していくような仕組みができていないということでございます。これらの情報公開を更に促進するとともに、ベストプラクティス事例のマニュアル化、データベース化を図ることが必要であるといった御意見かと存じます。

これにつきましては、ベストプラクティスとして、例えば公表情報としてあるものにつきましては、なかなか本当のポイントが実際には出ていない。そういった本当のポイント、

こちらを共有できるようにしていかないと情報がゆがんでしまうのではないかといった御意見がJ先生の方からございました。

それから、これは、ここにこういう形で位置付けるのがいいのかどうかというのがあると存じますけれども、経団連さんの方から、「PFI事業に関する中立的なサポート組織の必要性」といった御意見がございました。

これにつきましては、まず、今申し上げたような情報やノウハウを蓄積して、より効率的な情報提供を特に未実施の自治体に提供することによって、適切な導入、そして円滑な立ち上げ、運営ということについての実務支援がなされるような何らかの組織が必要なのではないかということでございます。これについては、英国にPUKという組織がございますけれども、こういったものも参考にすべきではないかといった御指摘がございました。これについては、福岡市さん、K先生の方からもそのような御意見をいただいたかと記憶しております。

それから、「今後の議論の進め方」ということでございます。

これについては、まず、J先生の方から、いろいろと方策ベースの話が出てくるわけですが、ある特定の方策をやったからすべてが解決するというわけではない。この方策をとると何が解決をするかという形で論点相互間の関係を明確に整理をしていく必要があるといった御意見がございました。

それから、E先生の御意見でございますけれども、今後ともこういったことを継続的に審議をしていくために、これはVFMのときにもそのような形でやったわけでございますけれども、総合部会を複数のワーキンググループに組成いたしまして、必要に応じて外部の専門家をお招きして、継続的に審議をしていくというアプローチが必要なのではないかといった御意見がございました。

それから、大変恐縮でございますが、事務局の至らなさで、なかなかうまくカテゴリーが分けられなかったもの、便宜的に「その他」として整理をさせていただいております。

1つは、B先生の方から、英国の場合は、いろんな施設が複合化して、民間がそれを一貫して運営していくということで施設の魅力が増すというケースが見られるけれども、我が国の場合はなかなかそういったものが育っていかないといった御意見がございました。

それから、G先生の方から、B先生からも出ましたが、行政財産の活用、公の施設、公物管理との関係を更に検討すべきではないかといった御意見がございました。

それから、C先生の方から、取引費用について、時間、費用等の実態を調査して把握をすべきだといった御意見がございました。

それから、本日、欠席でございますが、L先生の方から、例えば、大規模な地震の後などの自治体の災害対応業務というのは、基本的に自治体が通常行っている行政とは全く質が異なって、自治体にノウハウがあるようなものではない。したがって、こういった分野につきましては、民間のノウハウの活用が望ましくて、かつこういった専門家に任せることによって質が上がり、一方、コストは下がるのではないかといった御意見がございました。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

事務局 引き続きまして、パブリックコメントの関係を御説明させていただきます。

お手元の資料2、参考資料1をごらんいただきたいと存じます。

P F Iに関する公開意見募集、いわゆるパブリックコメントにつきましては、参考資料1にありますとおり、意見募集の対象としましては、「P F I事業全般に関すること」というテーマで自由に御意見をいただいたという形でございます。意見の期間としては、8月15日から9月4日までの約3週間、ホームページ等を通じて実施いたしましたところ、13名より計69件の御意見をいただいております。

これを、ただいま御説明をいたしました資料1の項目に便宜的に合わせまして整理をさせていただきますが、項目のうちの10番の「これらの課題を具体的に推進する検討の方向」と、11番の「今後の議論の進め方」につきましては、便宜的に「その他」のところにあわせて集計させていただきます。

意見数といたしましては、「要求水準」に関するものが6件、「標準契約」に関するものが1件、「リスク」に関するもの10件、「入札プロセス」が12件、「運営段階」が10件、「市場の拡大」が1件、「他の官民連携手法」が1件、「V F M」が12件、「ファイナンス」が3件、「その他」13件となっております。

次のページをごらんいただきまして、御意見の提出者の内訳でございますが、「業界団体等」が4名、「コンサルタント」が4名、「事業者」が1名、「その他」で4名の計13名という形になってございます。

その次のページが具体的な御意見の内容でございます。

一番左の数字は、便宜上、その意見の番号を通し番号で付けさせていただいたもの、その次が、今申し上げました項目別の整理をしたもの、その右側が、それぞれの御意見を原文そのままにすべて掲載をさせていただきます。

簡単に幾つか御紹介させていただきますと、例えば「要求水準」の関係ですと、2番目の御意見ですが、事業ごとに仕様書の作り方のガイドラインを作成することが好ましいですとか、あるいは4番目の御意見で、P F I事業の提案書は、可能な限り具体的な仕様を記載させるようにすべきである。あるいは、5番、6番でございますが、要求水準書に関するガイドラインを作成すべきであるという意見。

あるいは7番目、標準化されたP F I契約書の考え方を示す必要があるという御意見。

次の2ページ目にまいりまして、「リスク」の関係でございますけれども、9番目の御意見で、リスクの定義を官民が共有できるものに変更する必要がある。あるいは10番目の御意見で、公共リスクを民間に移転するために、仕様書とモニタリング、支払の連動をガイドラインで明記する必要があるといった御意見。3ページ目にまいりまして、P F I事業における金融機関にとってのリスク分析と公共にとってのリスク分析は全く異なるものであるため、公共にとってのリスク分析にもっと焦点を当てるべきであるという御意見。14番目でございますが、リスク定量化マニュアルの作成、あるいはP F I事業全体を対象

とするリスクデータベースの構築の検討をすべきであるという御意見。

「入札プロセス」の関係でございますが、次のページにまいりまして、21 番の御意見でございますが、予定価格や算定根拠を公表すべきである。あるいは、価格としての予算設定についても検討すべきである。それと同様の意見で、27 番目のところで参考価格を公表すべきであるという御意見。22 番のところでございますけれども、対話型の協議を原則とすべきである。あるいは、プロセスに関するガイドライン等で手続の統一化を図ることが必要であるといったこと。23 番目のところでございますが、応募者への審査講評内容の説明会を実施すべきであるという御意見。

その次のページにまいりまして、「運営段階」の関係でございますけれども、31 番の御意見でございますが、施設のアベイラビリティに介する支払の概念を確立することが望ましいとか、あるいは 32 番でございますが、要求水準を設定する場合には、施設が利用可能であるかどうかに基づいて支払を連動させる仕組みと、業績要求が満たされていない場合に、業績評価に基づいて支払を連動させる仕組みを組むことが望ましいといった御意見。その次にまいりまして、35 番目の御意見でございますけれども、モニタリングの実施方法、判断基準をあらかじめ明確にして、ペナルティを付加させるだけでなくインセンティブを付与すべきであるといった御意見。37 番と 39 番も同様ですけれども、紛争解決を図る中立的調停組織の設置、あるいは第三者機関の設置という御意見がございます。38 番でございますが、契約内容の見直しの必要が生じた場合に、協議、見直しが可能である旨を契約に明記すべきだという御意見。

その次にまいりまして、「VFM」の関係でございますけれども、43 番のところでは、導入調査段階におけるVFMの算定責任、算定基準について、内閣府は方針を明記すべきであるという意見ですとか、その次のページにまいりますと、47 番目のところでございますけれども、「導入可能性調査の位置付け及び検討内容」が明確に規定されていないため、明確な根拠なしにVFMを算定しているらしいケースが見受けられる。VFM算定根拠を明確にするためのガイダンスが必要であるといった御意見。その次にページにまいりまして、52 番目でございますが、施設建設に関わる費用の割合が多くウェートを占める場合には、VFMが非常に低く、PFI事業の選定に疑問のあるものが見受けられるということで、真にPFI事業の目的に適ったものとするようガイドラインを設けるべきであるといった御意見。

その次のページにまいりまして、55 番目でございます。「ファイナンス」の関係ですと、直接契約のあり方についてのガイドラインの整備をすべきであるといった御意見。

その次のページ、「その他」の関係でございますけれども、59 番でございますが、PFIの定義の明確化についてということで、PFIの定義を明確にすべきであるといった御意見。60 番目は、ガイドラインの整備について、整備状況が不十分であるので、適切なガイドラインを策定するために適切な組織の構築が必要であるといった御意見。61 番目でございますが、ライフサイクルコスト、ライフサイクルCO<sub>2</sub>の削減を促す事業スキームの

確立・標準化についてということで、光熱水費を入札価格に折り込んで、PFI事業にエネルギー関連業務を包括的に組み込むことが肝要であるといった御意見。その次のページにまいりますと、67番ですが、逆に、光熱水費等の負担はPFI事業から外すべきであるといった御意見もございました。

簡単でございますが、以上御紹介させていただきましたので、審議の御参考にしていただければと存じます。

山内部会長 ありがとうございます。それでは、資料1で、これまでの委員及びヒアリング対象者からの意見のまとめ、資料2で、パブリックコメントの意見募集の結果について御説明をいただきましたので、これらを踏まえまして議論に移りたいと思っております。ある意味では、一応取りまとめの方向に向けての議論ということで、比較的自由に御発言願えればと思っております。それでは、どなたか御発言があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでございましょう。

A 専門委員 民間事業者の立場ということで発言させていただきますと、今回の取りまとめに当たって、民間事業者に対しては経団連に対するヒアリング、パブリックオピニオンで名前は公表されていませんけれども、民間の団体であるとか事業者、そういったところに対してかなり幅広く意見を聴取していただいたのではないかなと思います。今御説明を伺いまして、率直な感想を言わせていただきますと、民間事業者のいろいろな声をかなりよく反映していただいているのではないのかなと。そういう意味では、推進室の御努力に対して、まず感謝申し上げたいと思っております。

私個人としては、経団連の部会にも参加していますし、そのほかの民間の団体にも関与している部分があるんですが、それぞれの言い方は異なるにしても、民間事業者からのいろいろな声というのは、かなり共通している部分が多いと言えます。ですから、そういった意味で雑多に見える意見のかなり共通項を捉えた形で整理していただいておりますので、相当の部分がここに反映されているのではないかなと思います。

この間の経団連のヒアリングも聞きまして、私自身の実感とも一致しておるところなんですが、民間側の問題提起の多くの部分というのは、一口にいうと、例えば内閣府であるとか、この推進委員会でガイドラインを整備していただいたり、マニュアルを整備していただいたりということで、そういう枠組みとかルール作りはかなり進んでおられると思います。

ところが、問題は、それが特に地方自治体を中心にした発注の現場においてどれだけ生かされているか、浸透されているかということに対する問題提起というか、不満というか、そういうものが非常に多いと言えるのではないかなと思います。

資料1のペーパーを使わせていただきまして、民間側の意見をよく抽出していただいている部分を御参考に申し上げますと、まず、1ページ目の共通認識のところなんですが、上から3行目で、プロセスの透明性が必ずしも確保されていないため、提案した内容が正當に評価されていないのではないかなという根強い不満がある、こういう認識を書いていた

だいたことについては非常にありがたいことだと思っております。

それから、そのすぐ下なんです、ガイドラインの改定や関係省庁での申合せ等の現場への浸透というのは、そういう意味で書いていただいているのではないかと思います。

それから、同じく1ページ目の下から5行目、市場参入意欲が縮小しつつあるというのも、これも民間側からの偽らざる実感でございます。

それから、2ページ目、1の最後のところですが、結果として、入札参加者に当該予定価格では実現不可能な過大な内容の要求水準書を示している傾向がある。あるいはもうちょっと平たく言いますと、予定価格の設定がかなり無理がある。相当不当に低く定めている事例が見られるというのも事実でございます。

それから、3ページ目、4の一番初めですが、プロセスのガイドラインの趣旨を徹底することによりということで、これもプロセスのガイドライン自身の問題というよりは、その浸透であるとか、教育あるいは適用であるとか、そういう問題の方が多いと私どもは認識しております。

それから、4ページ目の3) 中立的な裁定機関の必要性というのは経団連の方で提起した内容そのものでございます。

それから、5ページ目、6の初めのところなんです、「これまで、官の事業領域とされていた公共サービス分野についても対象とすべきである。特に公営事業及び公共インフラ整備と、その管理についての民間活力をいかにして進めるかが重要な課題である」ということで、こういった問題提起も中に入れていただくことについて、非常にありがたいと思っております。

それから、同じく8ページ目の3) 中立的なサポート組織の必要性ということで、これも経団連から出た意見でございます。

いずれにしても、この資料1のペーパーというのは、今後の最終報告を取りまとめる際の議論のたたき台という位置付けだと思いますが、そういった今後の議論の中に、こういった民間事業者からの声をかなりよく反映していただいたということでございますので、今後こういった課題について、より深く御議論していただければと思います。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。一応御意見をずっと伺うという方針でいきたいと思っておりますので、そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

C 専門委員 大変よくまとめていただいていると思います。少しだけコメントといたしますが、追加でございますが、3ページのリスクのところ、パブリックコメントにもあったと思うんですが、リスクのデータベースといたしますが、いろんな事業の中において、リスクの出来事と思われるようなことをもう一回まとめてみて、それを今後の判断のときの基本的な資料にしていくということも明記していただいてもいいのかなと考えております。

それから、5ページ目の4) のところあたり、ほかにも関連するかと思いますが、ここでのモニタリングの話が、サービス水準が中心で議論されていたと思いますが、いわゆる

施設の維持管理が適切に行われているかどうかというモニタリングはかなり重要なことです。施設の維持管理ということ、建物もそうですし、今後事業範囲もいろいろな形で展開していくならば、それこそ事業期間中にも何かあるかもわかりませんし、引渡し後に何が出てくるかもわかりません。そのため、維持管理のことをもう少し強調していただいてもいいのかなと思います。

それから、6ページの Value For Money のところでございますが、この中で、私はリスクがメインではないかと思えます。当然、イコールフットイングとかいろいろあるとは思いますが、その中で Value For Money の源泉たるリスクを、先ほど申し上げたところと分かれて書かれていますけれども、一体化して見ていくという視点が要るのではないかと思えます。

それから、8ページで P U K の話が出ていますが、私は詳細は存じておりませんけれども、イギリスの場合は、4 P s ですね。地方のプロジェクトをかなりサポートしているという形で聞いておりますので、そういう形のものであれば、P U K とどういふふうに業務分担といいますか、支援分担をしているのか、私、詳細は知りませんが、そういうような機関があれば、いろんな形で、小さな自治体についてもサポートしていいのではないかと考えます。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。B 委員。

B 専門委員 これだけの短期間で非常にわかりやすくまとめていただいているので、最初に事実認識で、A さんがさっきおっしゃったことについて少し議論すべきだと思いますが、現状認識として、政府とか推進室とかがガイドラインとかでかなりやっているんだけど、地方自治体の使い方がいま一つだという認識なのか、それとも逆に、地方自治体からすると、政府の方のガイドラインとかがまだ不十分という意見もあるわけですね。どっちの方に認識するのか。政府はちゃんとやっているけれども、地方自治体の使い方がいま一つだというと、反発を買う可能性もあります。我々が今回地方自治体で聞いたところは優等生ばかりなんですね。例えばその中でいくと、意識的に横を向いているところとか、やったけれども、もうやらないということもあるわけですね。逆に、そういうところから聞いたら、もう少し違った反応が出てくるかもしれませんので、最初の前段の認識をどうするかというのは、もうちょっと議論すべきだと思います。

それから、内容についていろいろ議論することは次の段階として、まず、全体の構成について私なりに意見を申し上げたいんですが、非常に網羅的にきちっと体系立てていると思えますが、私は3点だけ、項目としてどうかという形で議論していただきたいと思っております。

1つは、まず、情報の整理です。先ほど、C 先生からもございましたが、リスクとかもありますが、情報の整理ですね。例えば、いろいろな P F I のことが今行われていますが、そこをどこかでちゃんと情報を整理する。場合によれば、その中で、私も申し上げました

ように、ややいかわしいものもある。そういうところはある程度スクリーニングをしながら情報の制御をしてきちんとやっていくという形も一つあるのかなという感じがいたします。

2番目ですが、現状認識として、市場の拡大ということで、例えば、自治体とか対象施設についての市場の拡大というのがありました。もう一つ、プレイヤーの拡大というのでも少し考える必要があると思います。どうも今、事業者とかコンサルタントとか、ファイナンサーがややメンバーが固定している。海外からのプレイヤーはほとんど来ていないということで、海外の方からも、日本についてなかなか入りにくいという声があるのも事実ですね。そういうこともあって、プレイヤーの拡大という形も1つ項目として検討していただいたらどうかと思います。

3番目ですが、コンサルタントについて余り触れていないと思います。非常に重要な役割を果たしていますコンサルタントについて、今どういう役割が必要なのか。コンサルタントの役割とか、自治体との関係ということ、それから、私は日本のコンサルタントが海外に比べるとやや硬直化して、機能も限定されているという面があります。例えば、イギリスのテクニカルコンサルタントというのは、テクニカル全般についてコンサルタントをやっていますし、もう一つ、保険のアドバイザーのコンサルタントですね。私はそもそも保険項目というのは入札項目なのか、それとも要求水準書マターなのかと常々思っておりますが、確かにイギリスでいくと保険アドバイザーのコンサルタントアドバイザーがパブリックの方に入って、ちゃんとリスクの分担のところをその中できちっと整理する形のアドバイスをやっている。そういう形でいきますと、コンサルタントの役割というのも1つ項目として考えるべきではないかと思います。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。どうぞ。

A 専門委員 B 先生からのお話で、一番初めのところだけもう少し説明させていただきまますと、なかなか決めつけることはできないし、乱暴だと思うんですが、民間事業者の認識としては、ガイドラインがいかに詳細であったとしても、あるいは崇高な理念が書いてあったとしても、現実の運用の問題というのはなかなか一概には論じることができない難しい問題と思っております。

「自治体の能力」だとか、あるいは「浸透していない」という言い方が誤解を招いたとすると、一番の問題は、整合性だとかばらつきというものが非常に大きくて、今、300件弱の実施方針が出ているということですが、自治体全部を足すと、今では2,000弱ぐらいだと思っんですね。そうすると、まだまだこれからやられる、あるいはやったことのない自治体が多くて、その都度相当、混乱とは言いませんけれども、試行錯誤されながらやっておられる。実際に出てきた結果を見ると、相当慣れているところとそうでないところとばらつきがあって、我々から見ると、ほかのところではある程度、例えばプラクティスでは確立されたとか、常識だということところがなかなかそうではないところがあって、そうい

うものを予見可能性と言ったらいいのかわかりませんが、そういうものも非常に乏しいというところがございます。それをだれの問題かとは申し上げませんが、そういう難しさがあるということです。

B 専門委員 そこはこれから改善していかなければいけないと思いますが、行政の中からこういうことをうんとやっていくという人が恒常的に出てくればいいんです。例えばイギリスの自治体に行って、すごくきちんとやっているなという自治体で話を聞いて、ところで、あなたの経歴は？キャリアは？という、民間から来ましたという人が多いわけですよね。その辺のところは人事交流も必要なのかもしれないですね。

山内部会長 人事交流の問題は、PFIに限らず、政府全体として大きな課題なのかと思えます。

では、D委員。

D 専門委員 今回の取りまとめに当たりましては、ことにファイナンスにつきましても、ヒアリングを丁寧に行っていただきまして、その結果、この取りまとめも非常に実態に即したものをやっていただけたなということで、私も大変感謝しております。

その中で、今ほどのB先生の論点にも関連してくるのですが、自治体さんへの普及拡大を図るという意味では、7ページに私の発言に関してということで御紹介がございましたけれども、地域完結型案件を今後どうやって進めていくのかという組織づくりといいますが、ネットワークづくりのような観点、次の8ページの2)のベストプラクティスとか参考事例、これをどうやって共有化していくのかというあたり、こちら辺は論点として深めていただくと、いろいろといい効果が期待できるのではないかと思いました。

それから、すごく小さな論点なんですけれども、パブリックコメントの中で1つ私ができるほどなと思ったところがございますけれども、モニタリングに關しまして、従来、ペナルティというのはいろいろと議論されたし、使われてもきたんですけれども、それとインセンティブとの組み合わせでやっていくというのは、非常に効果が期待できるやり方ではないかなということを感じました。この辺、注目させていただきたいなと思いました。

以上でございます。

山内部会長 ありがとうございます。最後のモニタリングの話なんですけれども、モニタリングのガイドライン、私、司会でやったんですけれども、インセンティブについて、モニタリングガイドラインにきちんと書いていないんですけれども、あのときも、入れた方がいい、きちっと書いた方がいいという議論がいっぱいあったんです。しかし、要するに、いろいろ制度的な問題があって書けなかったということです。その後、私も関わった案件で、何らかの形で工夫してインセンティブを入れているのが出てきているんですね。だから、おっしゃるように、いろいろ制度的な限界の中でもできることはできるということで、ペナルティとインセンティブの関係、もう一度見直す必要があるのかなと思っています。ありがとうございます。

そのほかに。どうぞ。

E 専門委員 大枠としてはよくまとめられているのではないかと思います。最終的な中間報告書にする際には、恐らくこれは課題の指摘と一部の見解について、濃淡がありますので、この辺、調整した方がいいですね。詳細に個別の意見を書いている部分と、大きな課題と大きな枠組みをとらえて簡略化している部分がありますので、この辺のところはできる限りバランスをとって書かれた方がいいと思います。

それと、課題を指摘することも重要ですが、推進することも重要なわけですし、できる限り前向きな考え方、表現も入れながら、バランスよく文章を配置することが必要ではないかと思います。

中身の詳細ですが、若干ポイントがずれているのではないかという所が散見され、いろいろな御意見はあるのですが、1、2点御指摘したい点があります。

例えば、4ページ目の裁定機関。これは一体イメージとして何をとらえるかということなんですが、いろいろと民間の人に聞いてみると、何がポイントなのか必ずしも正確に把握していない事が多いわけです。恐らくこれは、契約主義に慣れていない人が急に契約主義に入ったための混乱で、本当に議論しなければいけないのは、係争というのは一体何かであり、係争の考え方、手順、考え方、対応の仕方の選択肢を正確に理解し、実践することであって、何も裁定機関を作るということは将来的な目標であるとはいえ、今すぐの目的ではないはずで。

例えば、現実の契約をごらんになればわかりますように、今あるのは、管轄裁判所の規定のみ。なぜ係争が起こるか、どの係争の種類にはどう対処するか。どういう手順で何をどのように議論するのか。係争を一方では抱えつつ、粛々と契約上の権利義務を履行し、サービスを提供していくにはどうしたらいいのか。実はそういう規範のあり方というのは、まだ理解されず、混乱しているわけです。恐らくそういう考え方をまとめながら、最終的なイメージとしては、私も従前から指摘しておりますように、何らかの形の「官民係争フォーラム」を創設するというのが必要でしょうね。ですけれども、これは恐らくPFI推進委員会の範疇ではなくて、法制度審議会の範疇になることは明確であるわけですが、PFIのみならず官民係争というのは確実に起こりそうな気配にあることは事実なわけです。ADRの考え方は、個別の私契約の中にもできることから、恐らく民間の人たちが言っているのは、係争が起こりつつある、あるいはもう既に起こっているのかもしれない。それをどうやって効果的に対処したらいいのかという規範のあり方がよくわからず、困っているのではないかと思います。ですから、裁定機関を将来的には作ることをイメージしながらも、係争のあり方をどうあるべきなのか、恐らくそこから段階的に問題を解きほぐしていくことが本当のポイントではないかと思います。

そのほかにもうちょっと皆さんの御意見を聞いた方がいいのかもわかりませんが、表面的ではなくて内容を見た方がいい側面もあります。例えばL先生がおっしゃられている9ページ目の災害対応業務です。着目すべき課題でしょうが、インプリメンテーション

やエギゼキューションは民の方が効率的。これは明らかであります。本当に重要なのは、いつ起こるか分からない災害のための準備、モービリゼーションのコストでこれを常に保持していくためには、官でも民でも平常時に膨大なコストがかかるわけです。これをいかに効率的にできるかというのは、例としてないわけではございません。

例えば、米国では、何と消防の民営化というのをやっています。いつ火事が起こるか分からない。その事前のモービリゼーションコストをいかに安くするかというのは、かなり複雑なシステムと、負担と受益の関係、モービリゼーションのコストの考え方というのはかなり複雑になります。日本でもそれができるのかという御質問だと思いますけれども、確かに検討する価値はあります。もちろんさまざまな法制度を変えなければできませんが、単純に災害対応業務ではなくて、恐らくこれは備えのコストをどうやってPFIでできるのか、多分こういう質問ではないか。ですから、説明の仕方によっては、ちょっとポイントがずれてしまいますので、その辺のところもできればもう一度チェックしていただいて、正確な課題と問題点を指摘して、あるべき論を御議論された方が役に立つのではないかと思います。

山内部会長 ありがとうございます。最初の濃淡の問題というのは確かにありますよね。

事務局 これは、とりあえず今までの議論を取りまとめたというものでございまして、まだ報告書のたたき台とか、そんなレベルのものではございません。いずれにしても、先生の御指摘を踏まえて、次の作業に移ってまいりたいと思います。よろしく御指導をお願いいたします。

山内部会長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

H専門委員 先ほどのインセンティブのお話ですけれども、私もインセンティブは非常に重要なポイントであると思っております。ただ、現行でいろいろ問題点でまとめたいただいた中でも、またパブリックコメントの中でもあった御意見で、どこまで要求水準を設定しているのか。要求水準が不明確であるというところがあって、そこを精緻化していかないといけないのではないかと思うんですね。これは官の方の努力も極めて重要で、どういうサービスといいますか、どういう価値を達成するのかというところのレベルを明確化して、それにどのぐらいのコストを従来かけていて、あるいはそのレベルを達成するためにはどんなコストがかかるのかということを明確化した上で、それ以上に達成すべき価値の部分といいますか、もっと達成して、社会的に価値を実現していかなければいけない部分というのをターゲットとして設定していくという努力が必要なんだと思うんです。

ですから、その意味で、PFIを行うことによって、従来型の運営方式ではなくて、それ以上の社会的な効果が出てくるんだと。そのために民間のノウハウを生かしていくんだ。そのための情報整備を官の方も性能発注のときに発注書を作らなければいけないんだということの、ここの事業の意味の部分というか、達成できる社会的価値のふくらみの部分というのをもう少し強調してまとめられて、それに向かって官も民間も努力して、民間の創

意工夫を發揮していくんだというスタンスが重要なのかなと感じております。

山内部会長 C委員、どうぞ。

C専門委員 モニタリングのガイドラインの私もメンバーになっていまして、その時にインセンティブペイメントの話は、私はかなり主張しました。その結果、このモニタリングガイドラインの6ページに、ポイントを落として小さい字で、一応そういう考え方もあるという表現で書かれました。ただし、予算の話だとか、そういうことも含めて、あるいはオーバースペックになってはいけないとかという注釈付きで一応書いてはあるんですが、なかなか弱い論調ではあります。

私を知っている中では、例えば道路では、イギリスでは交通事故が減ったとか、バスの定時性が確保できたというときには、どこから予算がくるのかというのは確認していませんけれども、ボーナスが出るという形のことは聞いたことがございます。

山内部会長 日本でもそういうものに近いものをうまく組み込んでいる例はあつたりしますので、ある程度……。

B専門委員 モニタリングWGのときに、私はむしろインセンティブについて消極論を申し上げた立場なので申し上げますと、もうちょっと体系的に議論すべきだと思ひまして、1つは、要求水準書というのがあって、これをきちんとやっていくというのがベースになるわけですね。3つというのは、1つは、ディスインセンティブと、インセンティブをやる場合にかなりディスインセンティブが出てきますね。インセンティブとディスインセンティブともう一つは、社会経済の情勢の変化によって、与えられた要求水準自体のサービス自体が変動していく。例えば、廃棄物処理施設でいくと、交通量もそうですけれども、減らすことが社会的に望ましいことだという形のときに、そのときのフィーをどうするか。そういう形を体系的に考えていくべきだということで、私はやや消極論を述べたわけです。だから、これは今後議論すべき話だと思います。私は、余り安易にインセンティブをやることについてはいまだに賛成ではございません。

山内部会長 インセンティブと言う限りは、ある特定の価値を実現するために、そのための行動を変える、その条件を設定するわけだから、目的とする価値が変わってしまうということが起こった場合に全く意味がなくなってしまう。おっしゃるとおりだと思います。

そのほかにいかがでしょう。G先生、何かありませんか。

G委員 事務局でおまとめになった分は、今まで出た項目についてよく取り上げられていると思いますが、ざっと見た中で、特に民間側、あるいは民間までとは言いませんけれども、必ずしも従来の行政手法とは異なるものを御期待される、あるいは検討テーマとして挙げられなかったこと、これについてもっと明記すべきということで、3点ばかり、端的に言えば、官と民が一致していないところが、読んでみますと感じられるのが、1つは、分野と業務、これをもっと広げてほしい。民間から言えば、仕事の範囲をもっと広げるといふことで、当然の要求と言えなくはないんですけれども、ただ、単純に官から民へといふことではなくて、実は、民間側が何をやりたい、もっと広げてほしいといった場合に、

それを裏返してみますと、実は公共側が何を成すべきか。これは前回も申し上げたんですが、公共が負うべき責任は何であるか、そういうことを踏まえた上で決めていかないと、単純に官から民に投げればいいということではないと。これは言うまでもないのであります。だから、そのところをきっちりと議論する必要がまだあるのかな。そこで何となく投げればいような感じで受け取られると困るので、私自身は、もっと範囲が広がるというよりも、業務そのものはもっと増えるのだらうと思いますね。公共が果たすべき分野というのは確かにありまして、それが必ずしも直接業務として行わなくてもいいというところはあるのだらうと。しかし、結果についてはきちっと公共の責任として背負うべきところというのはかなりあるのだらうと思いますね。

外交とか防衛というのは、自ら公共側が行わなければならないということがあると思いますが、イギリスについては、例えば防衛でも、レーダーの管理はPFIでやっているとか、そういうこともあるわけですね。だから、まず公共の果たすべき責任は何なのかということを確認しないと、その線引きというのはなかなか議論が進みませんし、かなり両方が勝手なことを言っているという印象になってしまうのではないかとこの恐れがありますので、その部分はまだ議論が進んでいないですから、それを踏まえての取り上げ方をした方がいいのかなと。

次に、今、御意見がありましたインセンティブでございますが、当然のことながら、金銭的な意味でインセンティブ、ボーナスということで支払うとすれば、その根拠として経済的にメリットがはっきりとあるということがなければいけないわけですね。それを分析すると、既におっしゃっていますけれども、そもそも目的が何かとか。その経済的メリットは何かとか、それが当初設定したものといろいろ変遷していく。それにどう対応していくかということを中心に分析した上でなければ、どういうインセンティブが払われるべきかということが当然出てこないのをごさいますけれども、もう一つ、その点に関して気をつけていただきたいのは、うまくやったからいいじゃないかというボーナスを安易に払うような仕組みと思われては、PFIのそもそもの目的から外れてしまう可能性、つまり、それだけPFIの評価が下がってしまうという危険性もあるのではないかとこの心配がちょっとありますので、そのところはきちっと議論した上でインセンティブというのは考えられるものだということ、姿勢としてはっきりしていただきたいなど。

次に、リスクでございますが、PFIに限らず、あるいは行政が行っている事業もそうだし、公共事業もそうですし、民間のビジネスも、突き詰めれば、極論すると、リスクが核コアにあるんですね。ところが、リスクというのはなかなか難しい。今までの議論ですと、プラスの効果、マイナスの効果、これについても議論の土台として明確になっていないような気がしますね。リスクというのはリスクイベントの発生確率といいますが、それがコアにはなっていますけれども、それだけ取り上げてみましても、何ら業務とかビジネスについて意味があるわけではないんですね。あくまでもリスクインパクトというところまでいかないと、つまり、最終的に数値的に把握できなければ、それが具体的には効果と

いいですか、意味あるものとして使えないわけです。

ですから、リスクはもちろん取り上げなければいけませんし、ここが重要なポイントであるということは間違いのないわけでございますけれども、私個人的には、リスクのところはもっと詰めていくということが必要でございますし、それが今後、例えばインセンティブの評価につきましても、あるいはコストについて、当然保険的な意味でのコストもありますし、確定的でないようなコストというのは入るべきである。でない民間事業者もなかなか取り組めないというところもありますから、当然こういうところはもっと考えなければいけませんけれども、これでとどまるわけではなくて、もっと詰めるべきだ。

それについて言うと、逆に、従来の行政組織というのは、そのところを全く考えていないわけではないとは思いますが、手薄できているわけで、そこをいきなり非難しても始まらないわけでございますから、その事例をどんどん積み上げていくことが重要であるという意味でも取り上げていただきたいと思えます。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。今、Gさんがおっしゃった、最初の公共が負うべき範囲、責任という話は、Gさんがよくおっしゃっている、PFIの公共性の原則というのがあって、そのこととの関係というか、そのことを具体的におっしゃっていると理解してもよろしいですか。

G委員 もちろんそこに関係してくるわけですが、社会的な構造だとか情勢が変わりますと、必ずしも行政とか公共が負わなくてもよくなるような分野も当然あるわけですね。だから、そういうことも含めて、何が行政の責任なのかというところも議論が進まない、単純に民に投げればいいということではないので、そのところはグレーゾーンのままで、実際のPFIの範囲が広がりにくいのであろうということでございます。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。どうぞFさん。

F専門委員 PFIというのも、せっかくできた制度なので、細っていくというのでは困るわけですから、こういったことで課題を認識して、それに対して何かしら対処していくというのは非常に大事なことだと思います。委員間、あるいはヒアリング対象者から出た意見については大体網羅されているのかと思いますが、確かに濃淡とありますが、すぐに取り組まなければいけない大きな問題と、取り組んだ方がよいのでしょうかけれども、そこまでいかないさまざまな個別的な意見もあって、同列に並んでいるので、ここの後の調整、どういうふうに配列していったらいい、速やかに委員会として本質的な問題として取り組むべき課題と、そうでないものを、分けていくという作業が必要になるのではないかと思います。

もう一点は、パブリックコメントについてですが、ヒアリング対象者は自治体といっても大きなところで限られていますし、経団連や、あるいは金融機関もいらっしゃいましたけれども、ほかの民間にもいろいろな御意見がおりだと思います。そのような観点からすると、パブコメで出てきている意見も、参考にすべきものはむしろ取り上げて、ヒアリ

ングでは呼ばなかったということにすぎないので、入れるべきものはできるだけ入れた方がよいのではないかという感じがしました。

そうやってみますと、いろいろここに入っていないものの指摘はされているのです。例えば、入札の多段階選抜、要するに負担軽減が必ずしもされていないのではないかという指摘であるとか、議会不承認の際のリスク、これはリスクというところで含めてよいのかもしれませんが、そのような問題。それから、指名停止の際のルール、これはなかなか難しいですけれども、実を言うと、皆さん悩ましく思っている問題というのはこれではないかと思いますが、このような指摘もございますね。

ここに入っていないものの中でパブコメにあるもので、必要と思われるものについては、ある程度個別のものも資料1の中に入っていることを踏まえると、細かいものでとりあえず入れておくという趣旨で作るのであれば、少し入れ込むということも必要かもしれないと思っております。

それから、最後にもう1点、指定管理者制度のところ、6ページの8の上にあるところで、指定管理者の法的な性格は行政処分、PFIは契約行為とありますが、その違いは確かに大きな問題なんでしょうけれども、それだけではないのでして、地方自治法上の指定管理者の制度ですので、条例主義とかいろいろあって、そういったことからうまくリンクできないという問題があるので、この違いのみが原因ではないという感じがしております。書きぶりとして、もう少し広くとらえた方がよいのではないかという気がしました。

山内部長 ありがとうございます。今の発言の中で、パブコメの位置付けとか今後の方針について。

事務局 本来ならば、まさに今、F先生がおっしゃったとおり、パブリックコメントで出た意見、それから、別途、公共団体からのアンケートも行っておりますので、そういったものも全部入れて、集約化した1つのこういったものを御提出するのが筋だと思っております。前回の中間報告ではそういったものを御提出しております。本来ならば、そこまでやればと思ったんですが、単純に言うと、時間とマンパワーの問題で、今回できたのがここまでだったということです。

ですから、次回に今先生御指摘のような形で再度御提出をしていきたいと思っておりますが、こちらからむしろお願いをしたいのは、パブコメの整理も今日初めてお示しをしておりますので、なかなかこの場でということは難しいかもしれませんが、例えば、こういったものは是非取り上げるべきではないかというお話があれば、事務局の方に是非お教えいただきたいと。

それから、今回の取りまとめも、とりあえず皆様方がおっしゃったことをこちらの方で整理をしたというものでございますので、先ほどE先生がおっしゃったとおり、濃淡が当然ございます。ですから、私どもとしては、できればここである程度方向性だけしか書いていないようなものにつきまして、実は委員会の中で個別具体的な方向性もおっしゃっているような部分もございまして、何かそういったところで今日御示唆をいただくような

ことがもしあれば、是非いただければと考えている次第でございます。

山内部会長 よろしゅうございますか。K委員どうぞ。

K委員 これだけ膨大な内容をうまく整理してくださったことに敬意を表したいと思えます。

それで、例えば最初に出てくる要求水準の明確化ということ、根本に関わるものがまだ解決されていないという意味では、ある意味でショックといいますか、PFIの方式の根幹部分がまだ確立されていないなという気がいたしました。

それから、細かいことになりますが、予定価格のことが2ページのところで出てきたり、3ページでは、会計法や地方自治法の改正という議論があるんですが、これは、はっきりそういう文言はどこかに出ているのかもしれませんが、要するに、ここの趣旨として、そもそもPFI方式における予定価格というのは、通常の、例えば物品等の調達予定価格とは役割というか意味が違うはずであるのに、予定価格を適用している。そこに多分根本的な問題があると思うんですね。そういう論点もこれから大いに議論していただく必要があるのではないかという気がします。

それからもう一つ、これはこれからのまとめ方の問題になりますが、先ほども裁定機関のところの議論にも出てきましたけれども、PFI固有の問題として議論していくのか、あるいは調達制度全体の問題として議論していくべきなのかという整理も必要になってくるのではないかと気がいたしました。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでございましょうか。どうぞH委員。

H専門委員 パブコメとの関係でこれは重要なのではないかとと思われるのが、パブリックコメントの資料の5ページ目の31番と32番ですけれども、先ほどの話とも関係するんですけれども、31番だと、施設のアベイラビリティに対する支払の概念を確立することが望ましいというのと、32番のところの業績要求が満たされていない場合に、業績評価に基づいて支払を変動させる仕組みというところで、ここの部分も重要な論点であると思えますので、入れていただいた方がいいかなと思います。

といいますのは、これは名前を出していいのかよくわかりませんが、今、市場化テストの方で、国際交流会館という案件が上がっていて、管理運営といいますか、会議室の貸出業務を民間のノウハウでというところがあるんですが、極めて大きな建設コストをかけて造ったものがオペレーションのところであまりうまくいってなくて、稼働率が極めて低いという状況があるんですね。ですから、利用の計画といいますか、独法でも減損というのがあって、利用計画を満たしていない場合に減損するという考え方も出ているわけですから、オペレーションのところの利用度といいますか、建設したコストの建物が十分な社会的なサービスを提供しているという部分での測定といいますか、そのところが重要なポイントにもなるのかなと思います。

山内部会長 興味本位で伺うんですが、利用度によって施設自体の財産上の価値が変わるというような意味での減損ということですか。

H 専門委員 例えば、ある一定の建物を建てて、その建物を建てるときに利用計画を確立して、その利用計画を満たしていないとき、あるいは将来にわたって利用計画、企業で言えば将来キャッシュフローのようなものですけれども、利用計画を達成できないと見込まれるときには減損を行うという形になっておりますので、そういうような考え方。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。I 委員。

I 専門委員 パブリックコメントの中でもかなりガイドラインを充実化したり改定してほしいという要望がたくさん出ておまして、もちろん取り組めるところからどんどん進めていくべきだとは思いますが、標準化したり、簡潔に取りまとめたり、普遍的に正しいもの、まとめていくものにしていくには、やはり大変難しいですし、時間がかかることだと思うんですね。現実的な方法として、知識だとか経験を共有化して、また普及していく方法の一つとして、積極的なフォーラムの開催が効果的だと私は考えております。

中央省庁さんの行う P F I の事業というのは、メガバンクさんとかスーパーゼネコンさんとか、大変体力のある企業がリスクを負担しながら、ノウハウの豊富な常連の参加者で行われていて、よろしく解決しているような感じがありますが、地方の方は、中央と同様には P F I 事業を推進していくのは難しいのかなと思っております。

P F I の金融の機能というのが大変有効的だと思いますので、今のような財政状況が厳しい時代においては、金融の機能が重要かと思っておりますので、地方公共団体に対する契約書類の標準化だとかも重要ではありますが、地方経済において地方銀行さんとか、大変地域を取りまとめるのに重要な役割を担われているかと思われまので、特に地方銀行さんに対する知識の普及を図られるのが有効な方法なのではないかなと思っております。

以前、山陰合同銀行さんのように、積極的に地方を取りまとめていく、地方の活性化を図っていくんだというような大変よい事例をお聞きしまして、このような事例を他の都道府県の皆さんにもお知らせするような機会を設ければよいのではないかと考えております。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。どうぞ。

B 専門委員 パブコメ、これは今日いきなりいただいて、一生懸命読み込んでいるんですけども、今日の資料 1 とかなり温度差があるのは、ファイナンスのところはかなり温度差があるような感じがしますね。パブコメですと、ファイナンスに対していろいろ問題提起されていて、特に、この辺はこれから、今日は全体の骨格の議論だと思っております。中身についてはまたと思っておりますが、例えば、この中にありますユニタリーペイメントという形でもしペナルティを考えたり、もちろん今の割賦リース、要するに、どうなっても元本は払えるよという話のところ、ファイナンスの緊張感が喪失している感じもありますし、パブリックコメントのファイナンスのところと、今日いただいたものとの温度

差はちょっとあるような感じがいたします。この辺、我々としてどういう形で解釈していくのか。日本のPFIのあり方として、制度の違いはあるとしても、SPCがどんな経営になっても、元本は金融機関に戻る。ここはタラソの話でもここに書いてございますけれども、その辺のところをこれからファイナンスとしてどう考えるか、どうもこの辺が一番温度差があるような感じがいたします。

山内部会長 その辺も参考にさせていただいて。D委員、何かコメントありますか。

D専門委員 B先生の御指摘に同感でございます。「元本が常に確保されている。」と言い切りますと、かなり誤解に基づくところもあると思いますが、そういう側面もなきにしもあらずというところがございます。取りまとめの中でも相応の規模、適切な民間リスク移転、相応のリターンという個所がございますが、適切なリスク移転というのは、元本が常に100%返ってくるというものばかりではないだろうという感じがしておりますので、そのこのところをどういう立て付けにしていくのか。そのときに、例えば案件を類型分けして考えることが必要なのか。あるいは、いわゆる一般案件と地域完結型案件で何かそこに違いがあるのか、そういったあたりというのは、今後、議論を是非深めていっていただきたいなと考えております。

山内部会長 どうぞ。

A専門委員 各論は後日だと思っておりますけれども、今、4ページのユニタリーペイメントのお話が出ましたので、民間の応募者側の状況だけ簡単に説明させていただきますと、今はユニタリーペイメントが逆でない事例でやっておるのがほとんどです。PFIが導入されて7、8年ぐらいになりますが、当初こういう議論があって、一旦ある程度普及した形というのは、割賦の元本については確定債権のような形で支払って、それとは切り離れた、要は施設整備とは切り離れた運営段階、例えば維持管理のモニタリングによるペナルティについては、逆に言うと、維持管理の支払の中での、例えば支払をしないであるとか、減額をするであるとか、そういうことで対応するということができた経緯がございます。それによって、それがアベイラビリティという議論と100%結び付くかどうかは別にしまして、特に日本のPFIは施設整備型がかなり多くて、中でもBTOという形をとっていますから、施設を完成して、それが間違いなく引き渡されたものに対して、確定債権でサービス対価によって賄われるということが今のところの実務の主流になっています。それによって、この間、仙台市さんからのヒアリングのときにも御質問させていただいたんですが、金融機関からSPC向けに対する融資金のほとんどは施設整備費相当ですから、それに対するスプレッドが相当低くなっているというのが現状です。ですから、今後の議論でどういうふうになるかというのはわかりませんが、少なくとも今の現状がそうで、それに対してかなり実務が動いておるということは御認識をいただきたいなと思います。

山内部会長 そのほか。この件でも、あるいは別の件でも結構ですので、何かございませんでしょうか。どうぞ。

G委員 今、提起されたユニタリーペイメントに多少は関係するので、追加して申し上げ

げたいんですが、今までの議論で、認識の齟齬といいますか、そういう点で議論がかみ合っていないなと感じるところが2点付加でございます、1つは、前回、J委員からも御指摘がありましたけれども、アウトプット仕様とインプット仕様ということがございますが、何となく今までの議論で多いのは、アウトプット仕様 vs インプット仕様みたいな言い方、あるいはそういう認識の上で、どっちがいいかみたいなことかもしれません。今のA委員の御指摘の点で、施設整備が主体で云々ということがありますけれども、要は、行政の最終的な責任というのはアウトプット仕様を明確に提示することで、それができているかどうかだと思うんですね。それに対して、インプット仕様はそれに代わるものとかそういうことではなくて、それを実現するためにどういうインプットがあるかということだろうと思います。インプットするのは、単純に鉄骨とかそういうものもあるかもしれませんが、それを組み立てる技術もあるかもしれません。そういうことも含めてインプット、これは実は重要で、PFIのプロセスを考える上で、今まで私も触れていませんでしたけれども、実は難しすぎて、私も触れようがなかったんですが、業務要求水準を出してくれと、そこまでは皆さんの議論をずっと積み重ねていくと、ある程度形ができるわけですね。

そこで、Value For Money を計算して、これは特定事業であるということを決めます。その次に事業者選定です。いきなり事業者選定のところになると、価格というのはインプットをベースにした価格構成になるわけですね。つまり、その間の関係が何も明確に議論されていない。これは、官あるいは民ともに、従来はインプット仕様でインプット価格だけで入札してきたという歴史がございますから、いきなりはできないわけでございますけれども、そのところの関係をはっきりと議論しないと解決しないのかな。ものを積算しただけでアウトプットが達成できるか、そんなことはないわけですね。可能性としては100%そういうこともあるかもしれませんが、実際にやってみると、そこには齟齬があって、当初はインプットでできると思ったけれども、アウトプットはやってみるとできなかった、そこも実はリスクの問題になるわけですが、そういうものも含めて全体を考えるべきであると。

そういうふうに見てみますと、ユニタリーペイメントの、先ほどA専門委員が多分御指摘したいと考えられることは、その乖離のところは施設整備だけであると実は小さいわけですね。そこだけを取り上げてやってみると、どうしてもプレミアが小さくなる。ところが、更に運営段階にいくと不可測なことも多いわけですから、単純に言えばリスクが大きい。リスクが大きければ、リスクプレミアムも大きいということになるわけです。その間の関係を数字的にきちっと把握しない限りは、金額的な説明がつくような市場形成がなされないということになるんだろうと思います。これは今の状態で十分な、明確な、だれしものが納得するような状況ができるかということ、これは現実問題として難しいと思いますね。しかし、それは積み上げていくしかないわけで、民間から見て不満なところはどんどん出していただく必要があると思います。しかし、中にはそれが必ずしも理屈が通っているとは言えないかもしれない。そのところは議論を詰めていくしかない、こういう

ように思います。

これが、アウトプット仕様とインプット仕様の関係を更に今後詰めなければいけないのかなという点でございます。

第2点は、先ほどK先生も御指摘になりました。前回私も申し上げたんですが、現行法とPFIのプロセスを進めていく上での言葉の定義の問題があるわけです。先ほどK先生の御指摘は「予定価格」ということでもございましたけれども、現在の会計法で考えている予定価格が、我々が何となく漠然とPFIで考えている予定価格とはやはり違うわけですね。ほかにも実は多段階選抜の問題でも過去にありました。これは当初、どこの省という問題かもしれませんが、某省は、一般競争入札で1段階でやるのが当たり前。したがって、段階を追って絞り込んでいくというのは全く考えられないみたいな御意見だったように私は記憶しております。

一方で、民間側は、いきなり1段階で膨大な資料をそろえて、その上で落選というのはかなわない。ここのところを何とかしてくれという意見が物すごく強かったわけです。しかし、法律を読んでみますと、2段階はできるような、少しも法律違反にならない。それはお互いに考えている概念の違いがありまして、従来の概念で決めつけていると、おかしいということになっても、法律の案文を読むと、必ずしも抜けなくはない。そういうことがあるわけですね。だから、現行法でどうだという問題を言うときに、もう一遍法律を見直して、よりよい方式、プロセスなりを考えたとき、法律改正まで必要なのか、あるいはそうではなくて、2段階でというのは、この間も連絡協議会の方でお出しになったと思いますけれども、そういうことも可能なところもあるのではないかと、そういうふうに思います。

先ほどに加えて2点だけ追加させていただきます。

山内部長 ありがとうございます。どうぞ。

J委員 これは、今、Gさんがおっしゃったアウトプットの問題でもあり、H先生がおっしゃった社会的価値の実現とも関連するんですけれども、要求水準書を作成したときに、プラント系のPFI事業については、例えばエネルギー効率をどのレベル以上、あるいはSOX、NOX、CO<sub>2</sub>、COといった許容される排気ガスのレベルをどの程度以下にするかが要求水準の中で一番のポイントになっており、これが守れるかどうかをモニタリングのところをチェックすることになります。もしもエネルギー効率が低下しておれば、それに従って、そのプラントのバリューが提案された程ではないと考えられるのであれば、サービス対価の減額は可能なのです。エネルギー効率がもっと優れたものであれば、逆にそれに対して一定のインセンティブを与えるということも可能とすることもできる。ただ、それがオーバースペックになってしまうと別の問題が生ずるので、どこまで払うかという考慮も必要でしょうが。要求水準で達成しようとしている社会的価値がいかなるものかということこそをそういう形で数値化できれば、ペナルティーとインセンティブを組み込んだサービス対価とすることに問題はなく簡単だろうと思います。要求水準を満たさない

というのは、単に債務不履行ということであって、その債務不履行の結果どの程度対価を減額するかというのは、それ相応のプラントのコストと比較すればいい。要求水準としてどの程度の能力を要求されているのかということと、現実に出ているのがどの程度のものかということをはっきりと、不足分相当を減額すればいいだけの話なのです。だから、実はこの部分はそんなに難しい話ではないのです。

ですから、ペナルティーやインセンティブと言ってもそんなに難しい議論をやっているわけじゃないのですが、どういうサービスなのかというところで定義しやすいものと、定義しにくいものがあるのがあって、Dさんが「類型論」とおっしゃいましたが、類型論で議論した方が要求水準の問題というのはやりやすいのかもわかりません。他方で、運営重視型の場合で、人のファクターが非常に高いものについては数値化がなかなかできない。他方、そうじゃないものについては非常にやりやすい。ここの中では、完工するまでと運営段階とに分けておられるのですけれども、観点として、先ほどDさんもおっしゃったような考え方で分けていただくと、問題がどの辺にあるかということとはわかりやすくなると思います。

以上です。

山内部会長 ありがとうございます。

B 専門委員 全体の今日は項目別なんですけど、個々の項目が独立じゃなくて関連しているのが結構あるわけですね。その辺、これから議論だと思います。例えば、先ほどから標準契約書とか要求水準書の標準化みたいな話があるんですけど、例えば、これをガチッと標準契約書を作って、要求水準書を標準化して、それで例えば施設整備型と同じだと、全国同じPFIがたかさんできてしまう。私は、標準契約書とか要求水準書の標準化というのは、競争的な対話といいますか、入札プロセスと一体とならないと、私はかえってリスクがまずいことになってしまう可能性もあるので、そのところの関連がしていると思います。

それから、2番目ですと、先ほどから議論しましたように、例えば、ユニタリーペイメントの払い方とファイナンスのあり方、これも関連しているわけですね。それから、例えば、入札のプロセスのあり方と訴訟の関係、又は入札プロセスのあり方とモニタリングの関係、モニタリングというのは入札プロセスの一つの延長線上でありますから、そういう形で、これはそれぞれが今回個々に独立していますけれども、それぞれが関連した形で、例えばこちらの方をこうやったら、別の項目に影響するという形もあるので、そこを少し立体的に、難しいことを申し上げて恐縮ですが、多分考えていく必要があると思います。済みません、混乱させたのかもしれない。

山内部会長 恐らく今先生がおっしゃったのは、項目があって、いろいろ肉付けして報告書を仕上げていく段階で、関連性をチェックしながら、整合的にとっていく。それを我々の立場とうまく反映できるような形での関連性をとっていくということですね。

O 委員。

○専門委員 リスクに関連する議論がいろいろとあったかと思いますが、資料1の1ページ目の一番下の方に「合理的なリスク分担」ということが指摘されています。これはいろいろなところに関わってくると思うのですが、単純にVFMを最大にするようなリスク分担のあり方という以上のものをいろいろ含んだ概念になっているのではないかと思います。それはプロジェクトのリスクが民間側に過度に及んでしまうことをどのように考慮すべきかといったことも含まれた概念だと思いますので、その辺の議論を深めるということが大切だと思います。

それに関連して、リスクの分担又は移転が、国の案件で国がどれだけ民間に移転することが合理的であるかということと、地方の場合にどれだけ民間に移転することが合理的であるかということも変わってくる可能性があるかだと思いますので、その辺も含めた議論も必要だと思います。

山内部会長 ありがとうございます。そろそろ時間ですけれども、今日御議論いただいて、先ほどから何度も言っていますけれども、今日は、骨子と今までの議論の整理ということで皆さんに御提示していて、ですから、濃淡の問題とか、いろいろな意見の矛盾の問題とか、これから解決をして報告書にまとめあげていくということですし、パブリックコメントについては、先ほど御説明がありましたように、それを取り込んだような形をこれから作っていくということかと思っています。

今日御議論に出てきたところで、重立った点で言うと、リスクの問題というのは、かなり皆さん御指摘があって、それをどのように扱っていくかという問題ですね。それから、インセンティブの話、モニタリングインセンティブの話をどうやって扱っていくかということ。それから、要求水準の問題というのは、永遠の課題かなとも思うんですけれども、今日も御指摘があったということ。それから、例えば裁定機関のような考え方。要するに先ほども御指摘があって重要だなと思ったのは、緊急の課題と、大きな流れの中で解決していく問題といろいろあると。そういったことを意識して報告書をまとめなければいけないという御指摘はそのとおりだと思っています。

そのほかいろいろと御指摘いただきましたが、また事務局でまとめていただいて、次回にもう少し進んだ案という形で御提示を願えればと思っております。

そういうことで、次回については、報告書の取りまとめに向けた議論を引き続き行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

内閣府の方から何か御発言あれば。

事務局（赤井室長） PFI推進室長の赤井でございます。貴重なお時間をいただきまして、一言コメントさせていただきたいと思っております。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、毎回御出席いただきまして、熱心な御議論をいただきまして、大変ありがとうございます。この場をかりて厚く御礼申し上げたいと思っております。

最近、地域振興とか大都市と地方の格差是正ということが非常に大きくクローズアップされてきております。PFIの裾野を広げていくという観点から、こういった論点を御議論いただきたいというのが私どもの趣旨でございます。

具体的に申し上げますと、自治体の財政健全化法が施行される、あるいは地域再生機構がこれからできてくる。三セクとか特別会計とか、そういうところで抱えております不動産が今後出てくる。この中には、民間で利用できるものももちろんあるでしょうけれども、用途を変更して公共施設として利用せざるを得ないものも多々出てくると思います。PFIのシステムそのものは、非常に柔軟性に富んだ、応用範囲の広いシステムと私は理解しておりますので、こういう観点から裾野を広げることができないかと思っております。

ただ、もちろん、PFIはコマーシャルベースで成り立たないと問題になりませんので、そういった場合には、公共側がリスクをある程度とるとか、あるいは必要なサポートをするとか、そういった観点が必要かと思っております。

それ以外にも、例えば国有財産の有効活用につきましては、財務省の有識者会議の方で、これからPFI方式を大いに活用していくという報告書が出されております。更には、先ほども御議論あったと思っておりますが、地球環境問題の解決にPFIが活用できないかという観点もあろうかと思っております。例えば、建物の屋上に発電用のパネルを設置するとかということも、実は京都プロトコルの達成のためには議論になっております。更に、4番目、最後でございますが、L委員からも御指摘ありましたが、防災関係にソフトも含めてPFIの活用がないかという御議論もございまして。今日は資料は全くございませんが、次回以降、事務局の方で資料を準備をさせていただいて、委員の皆様方にまた御議論をいただけたらなと思っております。

以上でございます。

山内部長 ありがとうございます。これについて何か。よろしゅうございますか。それでは、また、裾野を広げるというような意味で、今日も論点、課題の中にありましたけれども、そういった一環として御議論願えればと思っております。

それでは、最後に今後の予定について御説明をいたしたいと思っておりますが、事務局を通じまして、本委員会の森下委員長と日程を調整させていただきました。その結果、報告書の取りまとめを行う委員会、全体委員会の本委員会を11月15日に開催する予定としております。したがって、この本委員会に報告書案として出さなければいけないわけですから、この委員会の日程を踏まえまして、それまでに大変お忙しいところを恐縮ですが、あと3回ほど総合部会を開催させていただきたいと思っております。この3回の部会で報告書の案をまとめていきたいと思っております。詳しい日程につきましては、事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の参考資料2に今後の日程をまとめてございます。今、山内先生から御紹介ございましたように、今後、3回総合部会を開催させていただきたいと存じます。次回は10月18日木曜日の16時から18時、その次が11月1日木曜日10時から

12 時、その次が 11 月 9 日金曜日 10 時から 12 時、その後に 11 月 15 日、これは本委員会でございますが、10 時から 12 時を予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

山内部会長 ありがとうございます。そういうことで、かなりタイトなスケジュールでございますが、11 月 15 日に向けて取りまとめをしたいと思っておりますけれども、皆さん、万障繰り合わせいただきまして、御参加いただきたいと思っております。

ほとんど時間になりましたけれども、何か追加的な御発言がなければ、これで終了したいと思っておりますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

- 以上 -